

諮問番号 令和5年諮問第1号

答申番号 令和5年答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、却下すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人〇〇〇〇（以下「請求人」という。）の主張は、令和〇年〇月〇日に、請求人の〇〇である「〇〇〇〇」の住民票の交付請求を行ったところ、同年〇月〇日に、令和〇年〇月〇日付住民票等交付請求書に「該当なし」のスタンプが押印された上、小為替とともに返送されてきた。そのため、住民票の復刻搭載と住民票の交付を求めるといふものである。

2 審査庁の主張（裁決についての考え方）

審理員意見書によると、第三者による住民票の写しの交付請求は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第12条の3第1項に定めるとおり、「当該市町村が備える住民基本台帳」について、住民票の写しを交付請求できるものであるが、本件交付請求の対象者は港区が備える住民基本台帳において登録がないため、その旨事実の通知をしたに過ぎず、当該通知行為には処分性が認められないことから、審査請求の対象とならないため、本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定に基づき、却下されるべきと考えたとある。

第3 審理員意見書の要旨

1 処分について

請求人は、〇〇「〇〇〇〇」の失踪宣告審判に提出するため、令和〇年〇月〇日、処分庁に対し、「〇〇〇〇」についての住民票等請求

書を提出した。これに対し、処分庁から請求人に対し、同請求書につき補正及び書類追完の連絡を行い、これを受けて請求人は処分庁に対し、改めて住民票等請求書を追送書類とともに提出した。その後、令和〇年〇月〇日、処分庁は、住民票等請求書の写しに「該当なし」と押印した上で、発行手数料として請求人から送付を受けた定額小為替証書〇〇〇円を同封して請求人に送付し、請求人はこれを受領した。

本件で請求人が審査請求の対象としている処分庁の処分は、上記のとおり、請求人が、法第12条の3の規定に基づき、請求人以外の者（以下「本件対象者」という。）の住民票の写しについて処分庁に交付を求めたところ、処分庁が「該当なし」として住民票を交付しなかったという処分（以下「本件処分」という。）である。

第三者による住民票の写しの交付請求は、法第12条の3第1項で定められているとおり、「当該市町村が備える住民基本台帳」について、住民票の写しを交付請求できるものであるところ、本件では「該当なし」とされていることから、本件対象者については、当該市町村が備える住民基本台帳において登録がなかったものである。したがって、処分庁が備える住民基本台帳に登録がない住民票について、これを法第12条の3第1項の規定に基づいて交付することはできないから、本件処分は、交付をしないという処分を行ったのではなく、本件対象者について住民基本台帳に登録がない旨事実の通知をしたに過ぎない。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づいて不服申立てができるのは、「行政の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為」（同法第1条）であり、かかる処分とは、行政庁の法令に基づく行為の全てを意味するのではなく、地方公共団体等が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう（最判昭和30年2月24日）。

本件処分は上記のとおり、本件対象者について、処分庁が備える住民基本台帳に登録がない旨通知したものにすぎず、その行為によって、直接請求人の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものではないから、審査請求の対象とならない。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり却下すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和○年○月○日 審査庁から諮問書の受付
- 2 令和○年○月○日 審査請求人から主張書面を受領
- 3 令和○年○月○日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 審査会への諮問の適正性について

当審査会は、本件が、行政不服審査法第43条第1項各号に規定する諮問を要しない場合に該当するかどうかについて、当審査会への諮問が適当であると判断した。

2 調査権限の行使について

請求人から、行政不服審査法第76条の規定に基づく主張書面が提出された。

また、当審査会は、行政不服審査法第74条の規定に基づく調査権限を行使しないこととした。

3 審理手続の適正性について

当審査会は、本件において審理員による適正な審理手続が行われたものと認めた。

4 本件通知の適法性及び妥当性について

当審査会は、審査請求書、弁明書等、反論書及び審理員意見書を踏まえ検討したが、審理員意見書の判断は首肯できるものであるとの結論に至った。

5 審査会の判断について

(1) 以上のことから、当審査会への諮問及び審理員が行った審理手続は適正、適法かつ妥当である。

(2) 本件通知は、交付をしないという処分を行ったのではなく、本件対象者について住民基本台帳に登録がない旨の事実の通知をしたに過ぎず、行政庁の処分に当たらないため、不適法である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

港区行政不服審査会